

# みえ広域スポーツセンターだより

H26年度第53号 (2015.03.26) 第162号

2021年

三重で国体開催

♣3月26日 (誕生石) プラチナ原石  
(石言葉) 多感な心



平成26年度最後となりました。一年ご愛読していただきありがとうございました。今後も皆様に役立つ情報を紹介していきますので、よろしくお願いたします。

## 【三重県スポーツ推進条例について】

### ■「三重県スポーツ推進条例」が4月から施行されます

三重県では、平成30年に全国高等学校総合体育大会、平成33年には国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の開催が予定され、さらに、その前年の平成32年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催と、本県スポーツの推進に大きなチャンスが訪れています。

これを契機として、スポーツの持つ多面的な価値を県民全体で共有し、県民の皆さんの自主的、主体的なアクションにつながるようスポーツ推進の理念や取組方針を明らかにしていくことを目的に、「三重県スポーツ推進条例」を制定しました。

三重県では、本条例に基づき、皆様方と連携し、協力をいただきながら、スポーツを推進していきます。

#### 1 めざす姿

スポーツを「人生を豊かにするもの」(Sport for Happiness)と捉え、スポーツの持つ「楽しさ」や「魅力」を強調しながら、県民がスポーツの価値を広く享受するための自主的かつ主体的な行動を促進することにより、スポーツを通じた人づくり、地域づくりを推進し、スポーツによって幸福を実感できる人生を実現するとともに、「県民の力を結集した元気なみえ」をめざしています。

#### 2 目的

スポーツの推進について、基本理念及び基本政策を定め、県の責務並びに県民、市町、スポーツ関係団体及び民間事業者の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、幸福を実感できる県民生活の形成及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的としています。

#### 3 基本理念

この条例では、次の3つを基本理念に掲げています。

- (1) スポーツの価値の共有  
スポーツの持つ意義の理解を促進するとともに、公平、公正なスポーツ環境を整備すること
- (2) スポーツライフの実現  
すべての県民がスポーツに親しむことができる環境 (Sport for Everyone) を整備すること
- (3) 参画・連携を通じたスポーツの推進  
県、県民、市町、スポーツ関係団体、民間事業者がそれぞれの特性に応じてスポーツを推進すること

#### 4 基本政策

この条例では、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項として、次の5つを掲げています。

- (1) 子どもの体力の向上及びスポーツ活動の充実  
子どもの心身の健全な発達並びに体力の向上が図られること
- (2) 地域におけるスポーツ活動の推進  
すべての県民が生涯にわたって身近にスポーツに親しむことができること
- (3) 競技力の向上  
県内の選手及びチームが国際的又は全国的な規模のスポーツの競技会において活躍できること
- (4) 障がい者によるスポーツ活動の推進  
障がい者が障がいの種類及び程度に応じ必要な配慮がなされた環境のもと自立的かつ積極的にスポーツを行うことができること
- (5) スポーツを通じた地域の活性化  
スポーツの推進を通して世代間及び地域間の交流が促進されるとともに、県民の一体感及び活力が醸成されること

#### 5 条例の内容

- (1) 前文
- (2) 目的 (第1条)
- (3) 基本理念 (第2条)
- (4) 基本政策 (第3条)
- (5) 県の責務 (第4条)
- (6) 各主体の役割等 (第5条～第9条)

- (7) スポーツの推進に関する基本となる施策（第10条～第15条）
- (8) 推進計画（第16条）
- (9) スポーツ推進月間（第17条）
- (10) 顕彰（第18条）
- (11) 県民等の協力（第19条）
- (12) 財政上の措置（第20条）

施行日：平成27年4月1日

詳しくは、三重県地域連携部スポーツ推進局のホームページをご覧ください。  
(<http://www.pref.mie.lg.jp/D1SPORTS/index.shtml>)

【助成金のお知らせ】

■公益信託富士フィルム・グリーンファンド

目的：(1) 活動助成は、身近な自然の保全や、自然とのふれあいを積極的に行っている人々に対し助成を行うものです。

※活動助成＝自然環境保全もしくは自然とのふれあい活動

本助成での「身近な自然とのふれあい」とは以下の通りです。

「身近な自然」の対象範囲＝地域の里地や緑地、及び学校の樹林等を最小限のスケールとし、園芸の範疇に入るものは対象外とする。

「自然とのふれあい」＝自然と接し楽しむだけではなく、上記のフィールドにおいて自然環境保全、自然環境教育、自然環境保護思想の普及に資する啓発につながるもの。

(2) 研究助成は、身近な自然環境の保全・活用の促進に関する具体的な研究や、ふれあいの場としての緑地の質的向上を目指した実証研究等を行っている人々に対し助成を行うものです。

※研究助成＝身近な自然環境保全のための調査研究もしくは自然とのふれあいを促進するための調査研究

対象：上記の目的に合致した活動あるいは研究で、次の条件を満たすものとします。

- (1) 営利を目的としない活動及び研究。
- (2) 活動及び研究が行われるフィールドは、日本国内であるもの。
- (3) 活動助成の場合には、活動フィールドができる限り申請者（申請団体）によって既に確保されている等、活動フィールドの基盤がしっかりしているもの。  
研究助成の場合には、フィールドでの研究に対し地権者の許可もしくは協力関係が保たれているもの。
- (4) 個人もしくは団体申請において、活動及び研究の実績があるもの（ある程度実績があり、発展的な活動や研究を行うための申請であれば対象となる）。
- (5) 個人による申請の場合、助成金の使途が助成の趣旨に沿って適確・厳正であり、助成金の使途において本人あるいは親族等、特別な関係のある者に利益を与えないもの。
- (6) 団体による申請の場合、代表者または管理者の定めのある団体で、役員その他の機関の構成、選任方法、その他事業の運営に重要な事項が特定の者、あるいは特別の関係者等の意志に従わずに、決定・運営されている団体。また、特定の者等に特別の利益を与えていない団体。

助成金額と件数、期間：助成金額は活動や研究の所要額とし、助成総額（限度額）等は次の通りです。

- (1) 「活動助成」「研究助成」合わせて助成総額は850万円で、助成件数は4件程度（1件の上限ではなく、活動及び研究の所要額を申請していただき、申請内容や助成金の使途を踏まえて査定した上で最終的な助成金を決定いたします。）
- (2) 助成期間は原則として助成金贈呈日より1年とするが、活動及び研究の内容によって助成金を2年に渡って利用することも可能。

応募締切日：2015年5月11日（月）同日消印有効

応募方法：所定の申請書に必要事項を記入、捺印の上、下記事務局宛に簡易書留等でお送り下さい。

問合せ先：公益信託 富士フィルム・グリーンファンド事務局  
〒130-8606 東京都墨田区江東橋3-3-7（一財）自然環境研究センター内  
TEL：03-6659-6310 FAX：03-6659-6320

詳しくは、一般財団法人自然環境研究センターのホームページをご覧ください。  
(<http://www.jwrc.or.jp/shintaku/1.htm>)

■スポーツ安全保険とは

加入手続きを行った**5名以上のアマチュアの社会教育関係団体**（スポーツ・レクリエーション・文化活動等を行う団体・グループ）の構成員を被保険者（補償の対象となる方）とし、（公財）スポーツ安全協会が取りまとめ機関・契約者となり、東京海上日動火災保険（株）を幹事会社とする損害保険会社8社との間に、傷害保険（突然死葬祭費用担保特約付）、賠償責任保険を一括契約した補償制度です。

【加入対象】スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動などを行う5名以上の団体・グループが、ご加入になれます。

※社会教育関係団体とならない例

家族だけで活動する団体、プロスポーツを行う団体、営利活動を行う団体（会員制スポーツクラブ等でも、その会員・参加者は加入できません）

※損害保険会社8社（共同引受保険会社（平成27年4月予定））

あいおいニッセイ同和、共栄火災、損保ジャパン日本興亜、大同火災、東京海上日動、三井住友海上、日新火災、富士火災

**傷害保険**

急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償



**賠償責任保険**

他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害を補償



**突然死葬祭費用保険**

突然死（急性心不全、脳内出血などによる死亡）に際し、親族が負担した葬祭費用を補償



■対象・掛金・補償額  
一般団体

加入対象者	補償対象となる団体活動	年間掛金 (1人当たり)	対象範囲 ○:補償対象 X:補償対象外	傷害保険金額				賠償責任保険支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭費用 保険支払限度額			
				文化活動	スポーツ活動	危険度の高い スポーツ活動	死亡			後遺障害 (最高)	入院 (1日につき)	通院 (1日につき)
子ども <small>(中学生以下、特別支援学校高等部の生徒を含む)</small>	スポーツ活動、文化・ボランティア・地域活動	800円	団体活動中とその往復中	○	○	X	2000万円	3000万円	4000円	1500円	対人・対物賠償合算1事故5億円 ただし対人賠償は1人1億円	180万円
	上記団体活動に加え、個人活動も対象	1450円	上記以外	○	○	X	2100万円	3150万円	5000円	2000円	対人・対物賠償合算1事故5億5000万円 ただし対人賠償は1人1億5000万円	
大人	高校生以上 (65歳以上の方でも加入できます)	800円	団体活動中とその往復中	○	X	X	2000万円	3000万円	4000円	1500円	対人・対物賠償合算1事故5億円 ただし対人賠償は1人1億円	180万円
	文化・ボランティア・地域活動、団体員の送迎、応援、準備、片付け	1850円		○	○	X	2000万円	3000万円	4000円	1500円	対人・対物賠償合算1事故5億円 ただし対人賠償は1人1億円	
	スポーツ活動、スポーツ活動の指導・審判	1300円		○	○	X	1000万円	1500万円	2500円	1000円	※自動車事故によって賠償責任を負った場合は、補償の対象となりません。	
	子どもへのスポーツ活動の指導・審判	1000円		○	○	X	600万円	900万円	1800円	1000円		
65歳以上	スポーツ活動	1000円	○	○	○	500万円	750万円	1800円	1000円			
全年齢	危険度の高いスポーツ活動	11000円	○	○	○	500万円	750万円	1800円	1000円			

短期スポーツ教室

(Web限定) 全年齢	短期スポーツ教室の活動 (開催期間3か月以内のスポーツ教室)	800円	団体活動中とその往復中	○	○	X	2000万円	3000万円	4000円	1500円	対人・対物賠償合算1事故5億円 ただし対人賠償は1人1億円	180万円
----------------	-----------------------------------	------	-------------	---	---	---	--------	--------	-------	-------	----------------------------------	-------

■加入について

年度の新規加入の際に加入依頼書、インターネット（スポ安ねっと）のいずれかの方法を選択し、追加加入の際には新規加入と同様の方法でお手続きください。

(1) 加入依頼書でのお手続き

各都道府県の指定金融機関を通じ、スポーツ安全協会各支部で加入受付を行っております。

(2) インターネット（スポ安ねっと）でのお手続き

「スポ安ねっと」を利用するために会員登録を行い、会員IDを取得のうえ、手続きを行ってください。

詳しくは、スポーツ安全協会 三重県支部（（公財）三重県体育協会内 TEL：059-372-8100）までお問い合わせください。

【発行】みえ広域スポーツセンター

三重県地域連携部 スポーツ推進局 スポーツ推進課 企画・地域スポーツ推進班（鈴鹿市駐在）  
〒510-0261 三重県鈴鹿市御園町1669番地（三重交通Gスポーツの杜鈴鹿内）  
TEL：059-372-3519 FAX：059-372-3518 E-mail：m-kouiki@pref.mie.jp  
<http://www.pref.mie.lg.jp/D1SPORTS/tiiki/kouiki.htm>

